

令和2年第10回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和2年11月30日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和2年11月30日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 2番 安 竹      正 君   | 3番 光 岡 美 里 君    |
| 4番 主 枝 幸 子 君      | 5番 奥 村 富 士 雄 君  |
| 6番 柚 木      喬 君   | 7番 出 下      孝 君 |
| 8番 瀧 野 純 敏 君      | 9番 大 田 直 樹 君    |
| 10番 中      雅 洋 君  | 11番 中 川 ゆかり 君   |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |                 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |              |
|-------------|--------------|
| 町      長    | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長       | 財 満 芳 洋 君    |
| 総 務 部 長     | 中 村 政 愛 君    |
| 民 生 部 長     | 大 畠 英 司 君    |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君    |
| 環 境 防 災 課 長 | 窪 野      稔 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|----------|--------------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程

議 事

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 「会議録署名議員の指名」 |
| 日程第2 | | 「会期の決定」 |
| 日程第3 | 報告第5号 | 「専決処分をした事件の報告について（広島県市町総合事務組合規約の変更について）」 |
| 日程第4 | 報告第6号 | 「専決処分をした事件の報告について（鯛尾ストックヤード建設工事請負契約の変更について）」 |
| 日程第5 | 議案第66号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第6 | 議案第67号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第7 | 議案第68号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第8 | 発議第4号 | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 続いて、御苦勞でございます。ひとつよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回坂町議会臨時会を開会します。

初めに、報告を行います。

故尾崎 光議員が、去る11月22日に逝去されました。誠に痛恨の極みに堪えません。ここに、御報告を申し上げます。

ここで、故尾崎 光議員の御生前の御功績をしのび、謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いします。

(起立)

○議長(川本英輔議員) 黙禱。

(黙禱)

○議長(川本英輔議員) お直りください。ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。

まず最初に、去る11月22日に御逝去されました尾崎 光議員に哀悼の誠をささげる次第でございます。

令和2年第10回坂町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し

上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、報告2件と3件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いをいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、11番中川ゆかり議員、2番安竹正議員、3番光岡美里議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3 報告第5号「専決処分をした事件の報告について（広島県市町総合事務組合規約の変更について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第5号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様へ報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、令和3年4月1日から世羅三原斎場組合が広島県市町総合事務組合から脱退することに伴い、組合規約を変更をいたすものでございます。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第6号「専決処分をした事件の報告について（鯛尾ストックヤード建設工事請負契約の変更について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第6号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、鯛尾ストックヤード建設工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたもので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、トラックスケールにおいて、排水機能向上のための側溝を追加することにより、契約金額1億2,100万円を1億2,128万2,700円に変更をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 追加した契約金額の変更の理由が、トラックスケール周辺に雨水が入ることが理由になつとるんですが、これ、トラックスケールの下には地下にポンプがありますね、排水ポンプが。これの寿命を長くするというように理解したんですが、そのところの、この溝をつけたことによって、どれぐらいポンプの寿命が長くなるのかという検証はされておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

この溝をつけたことによって、こういったポンプが10年で消耗するのであれば、

じゃあ15年もつとか20年もつとかいうのを検証はいたしておりませんが、最近、大雨になったときに、排水がポンプだけで間に合わないということも考えられますので、このように大雨にも対応できる形のもので設置いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

報告を終わります。

日程第5 議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第6 議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第7 議案第68号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第5、議案第66号から、日程第7、議案第68号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第68号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

三つの条例改正につきましては、令和2年10月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに令和2年11月の広島県人事委員会勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告の概要でございますが、本年度は特別職のみの改定となり、国家公務員の期末・勤勉手当が民間の特別給を上回っていることから、0.05か月の引下げを行う勧告となっております。

広島県人事委員会の勧告についても同様の内容となっております。

なお、政府におきましては、勧告を受け、国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの給与改定を行うことを閣議決定し、先日の国会において、改正法案が成立をしたところでございます。

このことを踏まえ、当町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適当であると判断をいたしました。

議案第66号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございますが、特別職の期末手当の年間支給月額を0.05か月引下げ、4.5か月から4.45か月に改正をいたすものでございます。

議案第67号「職員の給与に関する条例の一部改正について」でございますが、国家公務員と同様に、期末手当の年間支給月数を0.05か月引下げ、2.6か月から2.55か月に改正をするものでございます。

なお、この改正により、一般職の職員の期末・勤勉手当の年間支給月額は4.5か月から4.45か月になります。

議案第68号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございますが、会計年度任用職員につきましても、職員と同様に期末手当を0.05か月引下げ、2.6か月から2.55か月に改正をいたすものでございます。

なお、給与改定に伴う減額分等につきましては、12月補正予算において計上させていただく予定といたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第67号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第68号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第68号は原案のとおり可決されました。



~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 発議第4号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 発議第4号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

新型コロナ感染拡大に伴う景気減退などにより、公務員給与が一般給与を上回り、その格差を解消するため、国家公務員の期末手当を引き下げるという内容の人事院勧告がなされ、人事院勧告どおり国家公務員の給与改定が行われることとされています。

地方公務員の特別職であります我々議会議員も町の行政職員と同様に、この人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠し、民間の支給割合に見合う期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この発議の提出者は議員10名です。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第4号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

以上で、日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和2年第10回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいた

だきまして、厚くお礼を申し上げます。

これから寒さに向かってまいります、皆様には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和2年第10回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞でございました。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午前10時18分）